

○ 総務省令第六十五号

電波法（平成二十五年法律第百三十一号）第三十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

[一〜四 略]

[2 略]

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表（第21条の3関係）

第1

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	電力束密度の実効値 (mW/cm ²)
100kHz を超え 3 MHz 以下	275	$2.18f^{-1}$	/
3 MHz を超え 30MHz 以下	$824f^{-1}$	$2.18f^{-1}$	
30MHz を超え 300MHz 以下	27.5	0.0728	0.2
300MHz を超え 1.5GHz 以下	$1.585f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	$f/1500$
1.5GHz を超え 300GHz 以下	61.4	0.163	1

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 電界強度、磁界強度及び電力束密度は、それらの6分間における平均値とする。

注3 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

改正前

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

[一〜四 同上]

[2 同上]

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表（第21条の3関係）

周波数	電界強度 (V/m)	磁界強度 (A/m)	電力束密度 (mW/cm ²)	平均時間 (分)
1 10kHz を超え 30kHz 以下	275	72.8	/	6
2 30kHz を超え 3 MHz 以下	275	$2.18f^{-1}$		
3 3 MHz を超え 30MHz 以下	$824f^{-1}$	$2.18f^{-1}$		
4 30MHz を超え 300MHz 以下	27.5	0.0728	0.2	
5 300MHz を超え 1.5GHz 以下	$1.585f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	$f/1500$	
6 1.5GHz を超え 300GHz 以下	61.4	0.163	1	

注1 fは、MHzを単位とする周波数とする。

注2 電界強度及び磁界強度は、実効値とする。

注3 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

第2

周波数	電界強度の 実効値 (V/m)	磁界強度の 実効値 (A/m)	磁束密度の 実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10^{-5}

注1 電界強度、磁界強度及び磁束密度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。

2 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

3 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度、磁界強度及び磁束密度については表中の値に対する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ1を超えてはならない。

備考 表中 [] の記載及び右表裏面の11頁以降を付した懸記部分を除く全体に付した下線は社記による。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この省令の施行の日以後における空中線の取替え又は増設に係る無線設備については、この限りでない。